

# 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

（第4期）

平成29年4月

広島県

## 目 次

1	計画策定の目的及び背景.....	1
2	管理すべき鳥獣の種類.....	2
3	計画の期間.....	2
4	管理が行われるべき区域.....	2
5	現状 .....	2
	（1）生息等の状況 .....	2
	① 生態 .....	2
	② 分布と生息環境の状況 .....	2
	（2）被害状況 .....	4
	① 農業被害 .....	4
	② 作物別被害 .....	6
	（3）捕獲等の状況 .....	7
	① 狩猟者登録数の推移 .....	8
	② 狩猟による捕獲 .....	9
	③ 有害捕獲による捕獲 .....	10
	④ 性比及び齢比 .....	11
	（4）被害防除対策の実施状況.....	11
6	計画の進め方.....	12
	（1）効果的な被害対策.....	12
	（2）モニタリングによる効果検証.....	12
	（3）現状把握 .....	12
7	管理の目標及び基本的な考え方.....	13
	（1）管理の目標 .....	13
	（2）目標を達成するための施策の基本的考え方.....	13
8	個体群管理（数の調整）に関する事項.....	14
	（1）個体群管理の考え方.....	14
	（2）個体群管理の目標.....	14
	（3）目標達成のための措置.....	16
	① 捕獲対策の推進 .....	16
	② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の検討.....	16
	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業導入の検討.....	16
	④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上.....	16

⑤ その他 .....	17
9 被害管理に関する事項.....	17
(1) 被害対策に係る方針.....	17
(2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進.....	17
10 生息地の保護及び整備に関する事項.....	17
(1) 生息環境の保護.....	17
(2) 生息環境の整備.....	18
11 その他管理のために必要な事項.....	18
(1) モニタリング等の調査研究.....	18
① 生息状況に関するモニタリング.....	18
② 捕獲情報の収集と分析 .....	18
③ 被害状況に関する情報 .....	18
(2) 計画の推進体制.....	18
① 合意形成 .....	18
② 計画の策定又は見直し .....	19
③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置.....	19

## 1 計画策定の目的及び背景

国内における戦後のイノシシの捕獲数は、昭和 30(1955)年代は狩猟、有害捕獲を合わせて全国で3～4万頭程度であったが、平成 11(1999)年度には15万頭を超え、その後、年による増減はあるものの、全体的に急激な増加を示し、平成 23(2011)年度には約39万頭のイノシシが捕獲されている。また、農作物の獣種別被害金額の割合はニホンジカ(以下「シカ」という。)に次いで高く、獣類による被害金額の1/3超を占めている(平成 22(2010)年度実績)。捕獲数の増加と農業被害の高い水準の持続には、全国的なイノシシの分布拡大と個体数の増加が起因していると考えられている。このような状況に対して、「特定鳥獣保護管理計画制度」の創設(平成 11(2001)年)、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の制定(平成 19(2007)年)などにより、捕獲の促進と農業被害対策の充実が図られてきたが、イノシシの生息数と農林業被害の減少傾向は認められていない。

国は、以上のようなイノシシなどの野生鳥獣による農林水産業被害の深刻化、捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化などに対応するため、平成 26(2014)年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣法」という。)を改正し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「改正鳥獣法」という。)を公布した。改正鳥獣法では、法の目的に「野生鳥獣の管理」の概念を加え、イノシシやシカのように生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣への対処・措置を法的に位置付けることとしている。これにより、これまでの特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)は、「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に分けられ、イノシシについては後者として位置付けられることとなった。また、捕獲を推進するため、新たに「指定管理鳥獣捕獲等事業」の創設、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の導入などが法的に位置付けられた。

本県におけるイノシシの捕獲数は、昭和 50(1975)年代には2,000頭前後だったが、平成元(1989)年以降増加し、平成 22(2010)年度には26,000頭に達している。また、捕獲数の増加と呼応するように被害面積、被害金額の増加が顕著であったが、最近では、被害面積、被害金額とも減少傾向にあるものの、高止まりしている。

こうした現状から、イノシシによる農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図るため、科学的知見を踏まえ、個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることを目的に、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定し、平成 15(2003)年9月に第1期特定計画を、平成 19(2007)年3月に第2期特定計画をそれぞれ策定した。第2期特定計画では、狩猟におけるイノシシの捕獲圧を高めるため、2月16日から2月末日まで2週間の狩猟期間を延長するとともに、計画期間中の平成 20(2008)年11月には、猟法(くくりわな)使用禁止区域を除く地区において、ツキノワグマの錯誤捕獲防止を目的としたくくりわなの輪の直径にかかる規制を解除した。また、平成 24(2012)年3月に第3期特定計画を策定し、年間捕獲目標と農業被害量の減少目標を設定して、各種対策を実施した。

さらに、平成 25(2013)年12月に環境省と農林水産省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策や、平成 27(2015)年5月の改正鳥獣法の施行に伴い、「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画」を策定したところであるが、平成 29年3月31日をもって計画期間が満了することから、今回新たに第4期計画を策定するものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*) (イノブタを含む)

## 3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内)

## 4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

## 5 現状

### (1) 生息等の状況

#### ① 生態

通常、オスは性成熟後に単独で行動し、母親と仔イノシシは群れを形成する。メスはほぼ 1 歳で性成熟し、初産をむかえ、春から夏に平均 4 頭を出産する。多産性で早い初産により高い繁殖力を持っているため、個体数の変動が大きく、個体群の回復が早いと考えられている。また、イノシシは雑食性であり、4 月にはタケノコを、5 月から 9 月にかけては野菜やイモ類を、7 月から 10 月にかけては水稻を、11 月から 3 月にかけては果樹や野菜を食べるというように、季節や環境に合わせた柔軟な食性を示す動物である。

#### ② 分布と生息環境の状況

##### ア 分布状況

平成 15(2003)年度に環境省が実施した自然環境基礎調査「種の多様性調査(哺乳類分布調査)」(図 1)によると、戦後はイノシシの分布がなかった倉橋島でも生息が確認されるなど、似島(広島市)、能美島、江田島、田島・横島(福山市)を除く島しょ部でも分布の拡大が確認された。

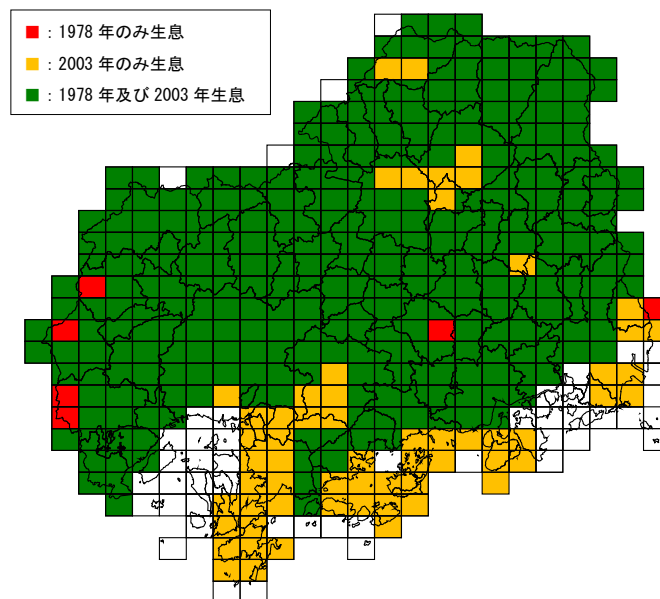


図 1 平成 15 (2003) 年度のイノシシの分布  
(種の多様性調査哺乳類分布調査報告書 (環境省, 2004) より)

平成 25(2013)年度から 27 (2015) 年度の出猟カレンダーにおいて 3 年度の間イノシシが目撃あるいは捕獲されたメッシュを図 2 に示す。狩猟情報であるため、情報量が十分とは言えないが、イノシシは県内のほぼ全域で確認されており、平成 15 (2003) 年度 (図 1) よりも瀬戸内海沿岸及び島しょ部において分布がさらに拡大している。

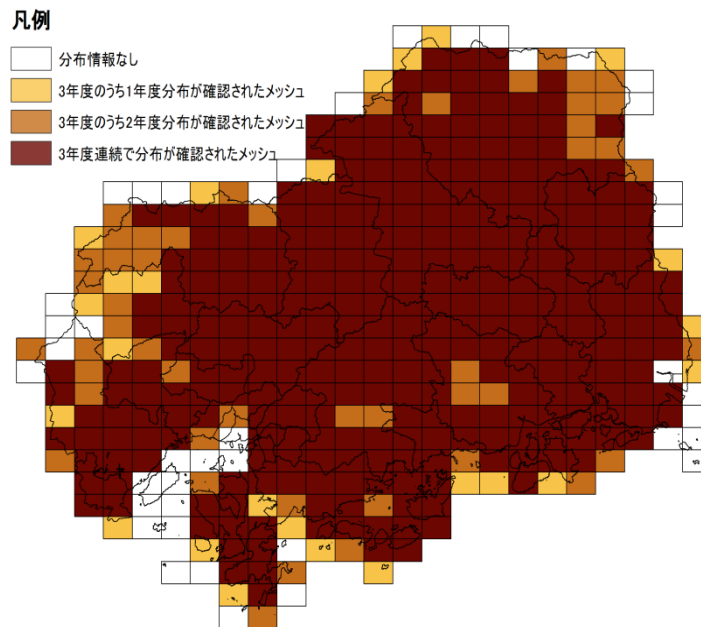


図 2 平成 25 (2013) ~27 (2015) 年度のイノシシの分布域  
(出猟カレンダー調査による)

また、平成 23(2011)年度に行ったアンケート調査によると、イノシシの生息数の印象が 3 年前と比べて「増えた」と答えた市町が 78.3%，猟友会支部が 55.5%といずれも半数を超え、「変わらない」(市町 8.7%，猟友会支部 15%)、「減った」(市町 4.3%，猟友会支部 5%)と答えた割合を上回った。また、猟友会へのアンケートによるとイノシシの痕跡を見る場所としては、休耕地がもっとも多く、続いて竹林、雑木林が多いという結果である。

### イ 生息環境の状況

平成 27(2015)年の資料によると、広島県の森林面積は 608,812ha, 耕地面積は 56,058ha, 耕作放棄地は 5,809ha である (表 1)。

森林及び耕地面積の経年変化をみると、森林面積は、昭和 50 (1975) 年の 620,708ha から昭和 55 (1980) 年に増加し、昭和 60 (1985) 年代以降は減少している。耕地面積は、昭和 50(1975)年の 89,800ha から減少し続けており、平成 27 (2015) 年には 56,058ha となっている。

表 1 広島県における土地利用面積の経年変化 (世界農林業センサスによる) (単位: ha)

種別*	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
森林	620,708	623,276	620,972	619,909	618,373	614,436	612,992	610,631	608,812
耕地	89,800	82,900	79,000	74,200	69,544	63,251	60,507	58,352	56,058
耕作放棄地(農家)	3,266	3,341	3,383	5,174	4,644	5,567	5,770	5,829	5,809

\*「森林」と「耕作放棄地(農家)」の数値は、世界農林業センサスによる。「耕地」の数値は農林水産省「作物統計-面積調査」による。

一方、耕作放棄地は、平成7（1995）年に一時減少しているものの、昭和50（1975）年の3,266haから近年まで全体として増加傾向にあり、平成27（2015）年には5,809haとなっている（表1）。耕作放棄地は、イノシシの隠れ場、採食地等絶好の生息地となっており、農家の耕作放棄地の増加はイノシシの分布拡大や生息数増加の大きな原因と考えられる。

## （2）被害状況

### ① 農業被害

農作物被害面積の経年変化をみると、平成10（1998）年度以前は周期的な変化がみられる。平成5（1993）年度、平成8（1996）年度と3年に一度被害の少ない年が現れていた。平成11（1999）年度から平成12（2000）年度にかけて被害面積が急増したが、その後は増減があるものの全体的には減少し、平成27（2015）年度には、397.2haとなっている（図3）。一方、被害重量については、平成13（2001）年度から平成16（2004）年度にかけて減少していたが、その後は増加に転じて平成23（2011）年度に最大となった。しかし、平成24（2012）年度以降は急減しており、平成27（2015）年度は1,564.3tとピーク時の1/2以下になっている。

被害金額は、平成12（2000）年度まで増加し、平成17（2005）年度にかけて減少したのち再び増加し、平成22（2010）年度の574百万円をピークにその後はまた減少している。平成27（2015）年度の被害金額は298百万円である（図4）。

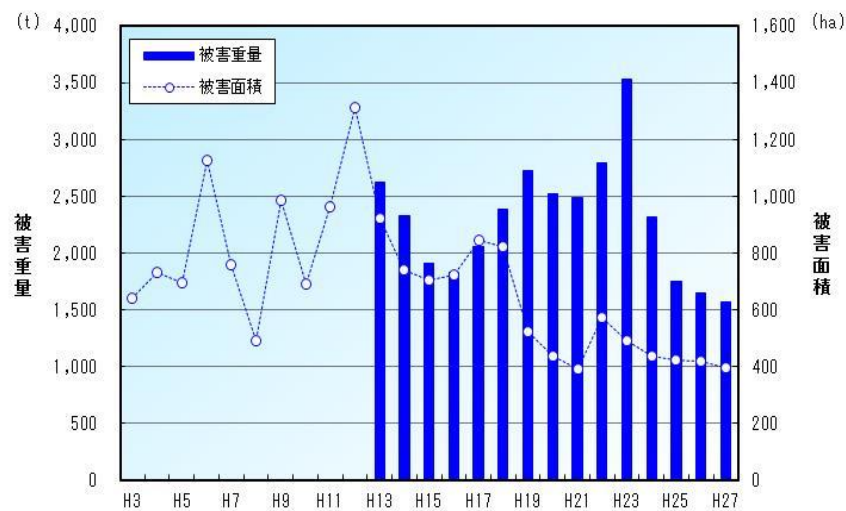


図3 農業被害面積と被害重量 (農業技術課調べ)

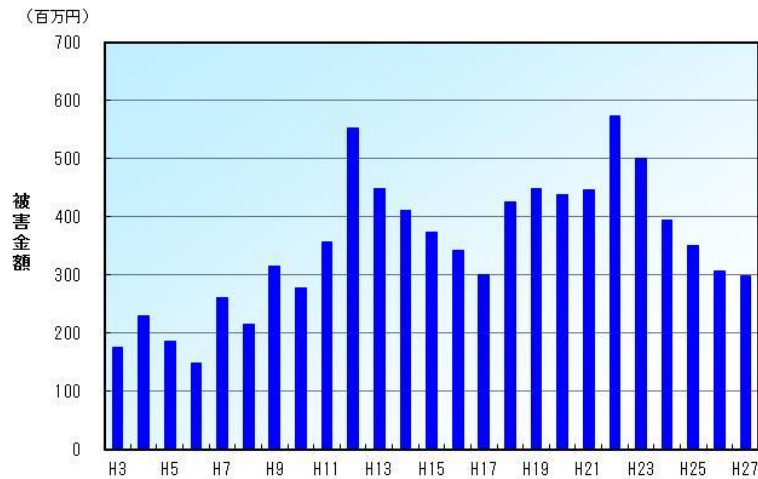


図4 農業被害金額 (農業技術課調べ)

市町別の農業被害面積及び被害率（耕作地面積あたりの被害面積）を見ると（表2）、被害面積は、尾道市が108haと突出しており、庄原市、世羅町、三次市がそれに次いで被害面積が大きい。被害率も尾道市が3.3%と高く、坂町、世羅町、呉市、江田島市がそれに次ぐ被害率を示している。全体的には島しょ部や沿岸部並びに山間部での被害が大きい傾向がある。平成27（2010）年度の県全体の農業被害面積は397haと全耕作地面積56,058haの0.7%に及んでいる。

表2 市町別のイノシシ被害面積と被害率

農林水産事務所	市町	耕作地面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害率
西部	広島市	2,790	13	0.5%
	呉市	2,490	24	1.0%
	竹原市	635	2	0.2%
	大竹市	141	1	0.4%
	東広島市	7,380	22	0.3%
	廿日市市	855	3	0.3%
	安芸高田市	4,380	12	0.3%
	江田島市	645	7	1.0%
	府中町	8	0	0.0%
	海田町	58	0	0.0%
	熊野町	251	0	0.2%
	坂町	33	1	1.8%
	安芸太田町	588	2	0.4%
	北広島町	3,750	22	0.6%
	大崎上島町	671	4	0.5%
東部	三原市	4,510	13	0.3%
	尾道市	3,260	108	3.3%
	福山市	3,950	4	0.1%
	府中市	973	5	0.5%
	世羅町	3,350	50	1.5%
	神石高原町	2,170	4	0.2%
北部	三次市	5,920	50	0.8%
	庄原市	7,250	52	0.7%
合計		56,058	397	0.7%

注1 数値は四捨五入しており、市町値の計が合計値と一致しない。

注2 数値は四捨五入しており、市町の被害率が整合しないことがある。



## ② 作物別被害

農作物別に被害面積の推移をみると、平成9（1997）年度以降の果樹の被害面積の増加が顕著であるが、平成19（2007）年度以降減少し、平成27（2015）年度には125.7haとなっている。果樹に次いで被害面積が大きかった水稲については、平成10（1998）年から減少傾向で推移していたが、平成22（2010）年度以降はほぼ横ばいで推移しており、果樹の被害面積と逆転し、平成27（2015）年度には218.9haと全体の5割以上を占めている（図5）。

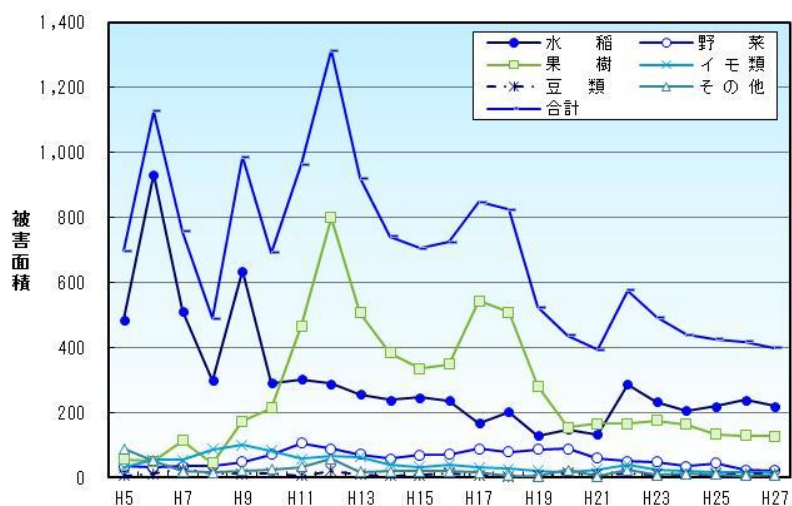


図5 農作物別被害面積 (農業技術課調べ)

平成27（2015）年度における市町別の作物別被害及び有害捕獲数（図6）をみると、最も被害面積の大きい稲（水稲）は、ほとんどの市町で被害が発生しており、特に庄原市，三次市，世羅町，東広島市，北広島町などで大きく、全体的には内陸部での被害が多くを占めている。これらはいずれも稲（水稲）の作付面積が大きい市町である。稲（水稲）に次いで被害面積の大きい果樹については、半数程度の市町（11市町）で被害の報告がある。尾道市の被害面積が突出しており全体の約8割を占めているほか、呉市，江田島市，大崎上島町など瀬戸内海沿岸部及び島しょ部における被害がほとんどを占めている。これらはいずれも柑橘類の作付面積が大きい市町である。

次いで被害面積の大きい野菜類については、世羅町，尾道市，広島市などの被害が大きいが、地域的な顕著な偏りは認められない。

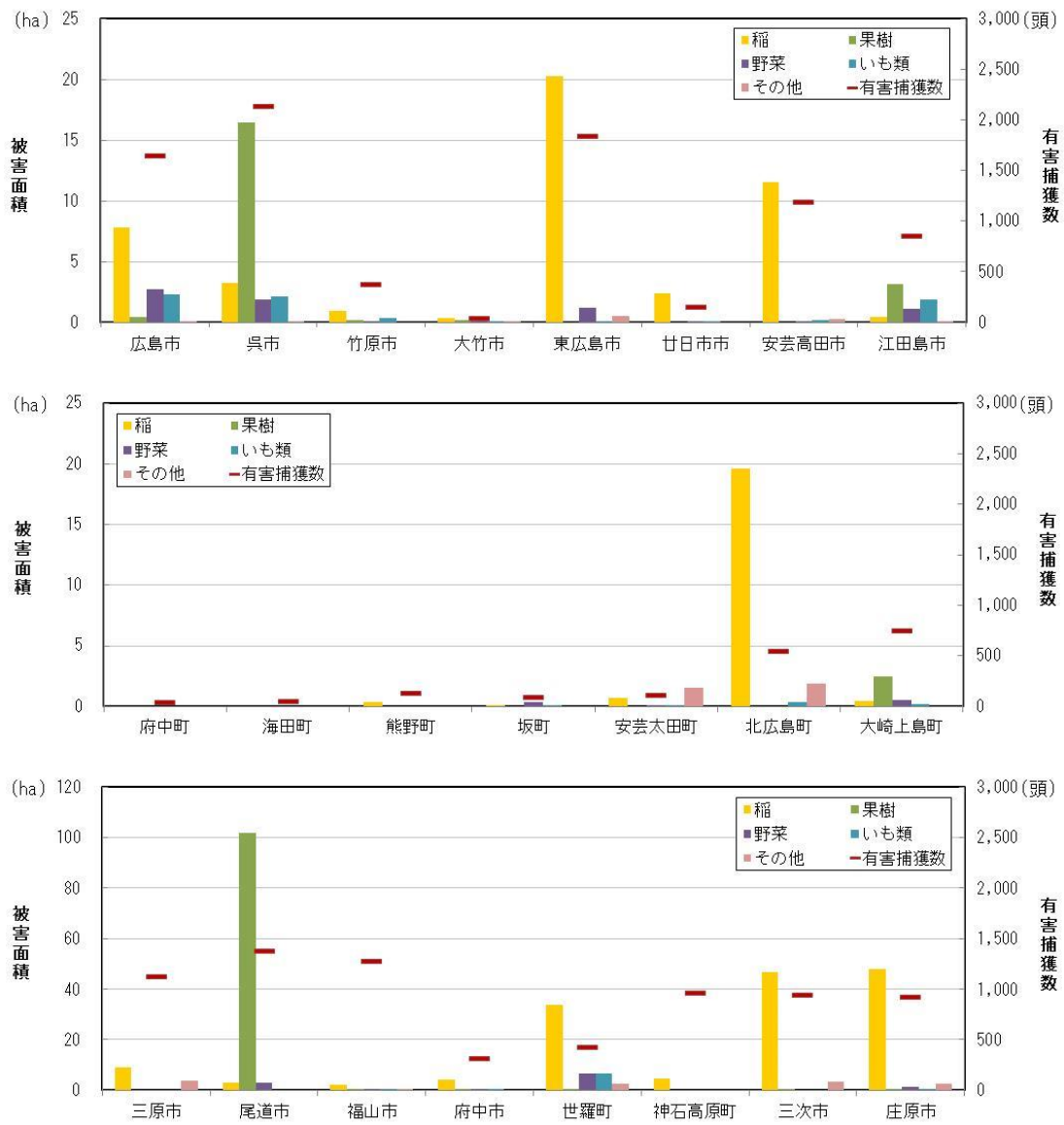


図6 市町別の農作物別被害面積と有害捕獲数（平成27年度）

（農業技術課・自然環境課調べ）

市町別の有害捕獲数は、被害面積の大きい市町ほど多い傾向があるが、熊野町、福山市、竹原市、神石高原町、大崎上島町などは被害面積の大きさに比して有害捕獲数が多くなっている。

### (3) 捕獲等の状況

イノシシは狩猟と有害捕獲により捕獲されている。昭和初期の捕獲数は年間300頭から500頭、多くても1,000頭程度であった。戦時中の記録はないが、戦後徐々に増加し、昭和50（1975）年代には2,000頭前後で落ち着いている。昭和60（1985）年代に入ると急激に増加し始め、平成13（2001）年度には10,396頭（狩猟5,532頭、有害捕獲4,864頭）、平成14（2002）年度には13,966頭（狩猟6,768頭、有害捕獲7,198頭）と大幅に増加している。

捕獲数目標を設定した保護管理計画策定後は、平成 15(2003)年度に 15,407 頭(狩猟 8,584 頭, 有害捕獲 6,823 頭), 平成 16(2004)年度には 16,740 頭(狩猟 8,588 頭, 有害捕獲 8,152 頭)と捕獲数が増えた。その後、前年より減少した年もあったが、平成 22(2010)年度には 26,025 頭(狩猟 10,693 頭, 有害捕獲 15,332 頭)と大幅に増加した。平成 23(2011)年度以降は高止まりの状況で推移しており、平成 27(2015)年度には 26,546 頭(狩猟 9,422 頭, 有害捕獲 17,124 頭)が捕獲されている。なお、平成 15(2003)年度の保護管理計画策定後の捕獲数の増加には有害捕獲が大きく寄与しており、狩猟数に大きな変化は認められない(図 7)。

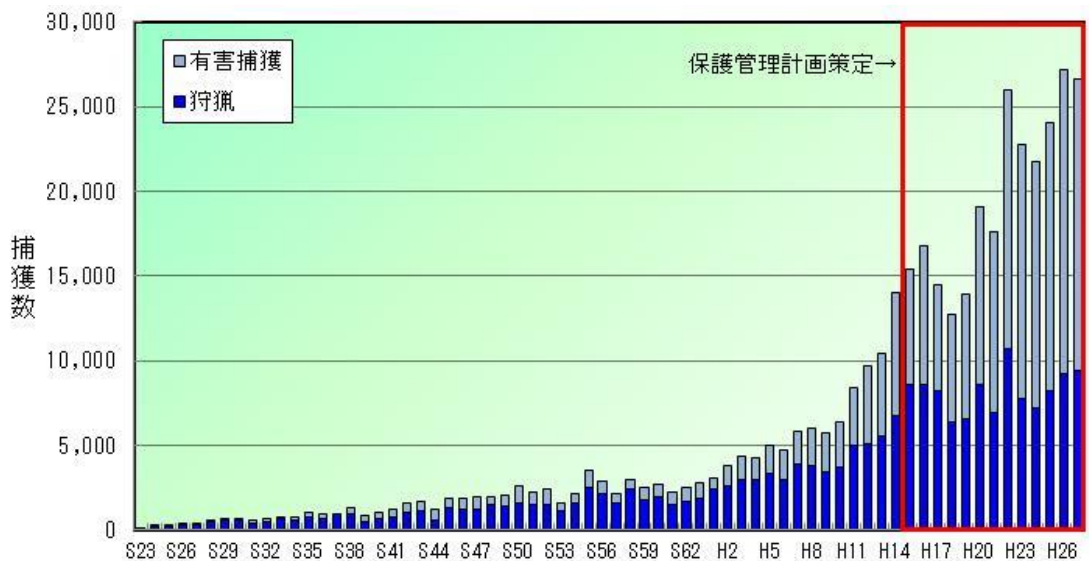
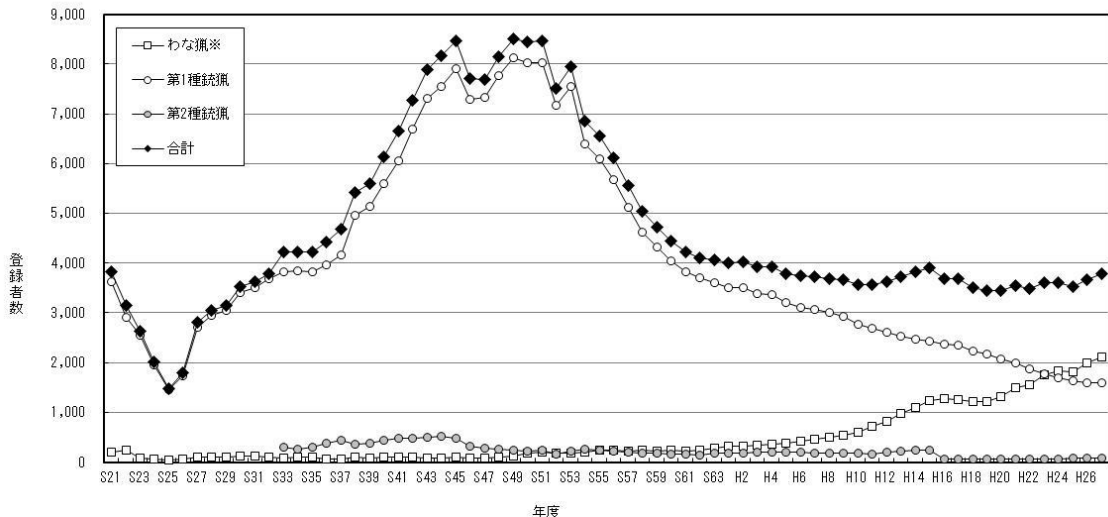


図 7 狩猟と有害捕獲による捕獲数の推移 (鳥獣関係統計による)

### ① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は昭和 30(1955)年度頃までは、1,500 人から 4,000 人で推移していたが、その後増加傾向に転じ、昭和 44(1969)年度には 8,000 人を超えた。昭和 51(1976)年度までは 8,000 人前後で推移していたものの、その後は減少傾向に転じた。平成 3(1991)年度以降は 4,000 人を下回って推移している。免許種別では銃猟の登録者数が一貫して減少しており、平成 26(2014)年度以降は第一種銃猟と第二種銃猟を合わせても 1,700 人を割り込む数となっている。一方、わな猟が徐々に増加し、平成 23(2011)年度には、銃猟とわな猟の登録者数がほぼ同程度となり、平成 24 年度(2012)年度以降はわな猟の登録者数の方が多くなっている(図 8)。



(注1)H15に甲種が網・わな、乙種が第一種銃猟、丙種が第二種銃猟とそれぞれ変更された。  
 (注2)H18に第一種銃猟登録時に同時に申請すれば、第二種銃猟の別途登録が不要となった。  
 (注3)H19に網・わな猟が網猟、わな猟にそれぞれ分離された。  
 ※県外登録、対象鳥獣捕獲員含む。放鳥獣猟区のみ含まない。

図8 免許種別狩猟者登録者数の推移（鳥獣関係統計による）

② 狩猟による捕獲

狩猟による捕獲を猟法別にみると（図9）、わな猟（わな使用による狩猟）による捕獲は、平成元（1989）年度の674頭から増減を繰り返しながら徐々に増加していたが、平成9（1997）年度からは増加し続け、平成15（2003）年度には4,384頭で、銃猟（銃器の使用による狩猟）による捕獲数を上回った。その後も年度によって増減はあるものの、銃猟による捕獲数を常に上回っており、銃猟による捕獲数との差は年々拡大する傾向にある。

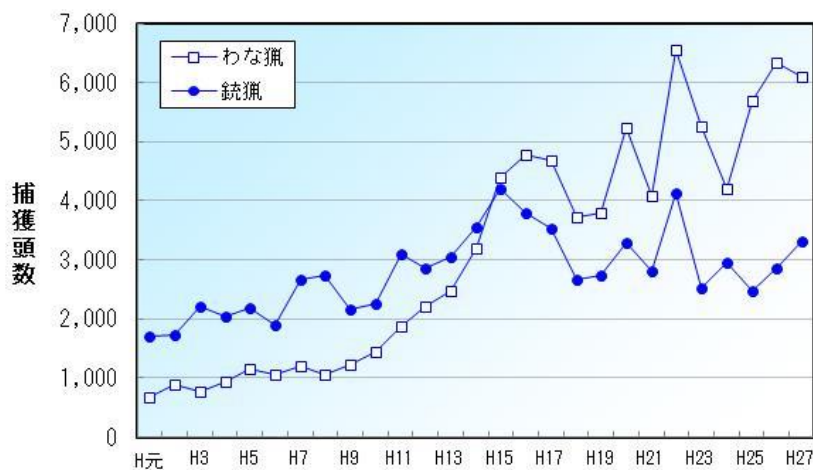


図9 狩猟における猟法別捕獲数（鳥獣関係統計による）

銃猟による捕獲は、平成元（1989）年度にはわな猟の2.5倍以上の頭数を示しており、その後は増減を繰り返しながら徐々に増加して平成15（2003）年度には4,200頭となった。平成22（2010）年度には4,142頭と平成15（2003）年度に並ぶ捕獲数となったものの、全体的には減少傾向にあり、最近では3,000頭前後で推移している。

わな猟による捕獲が銃猟による捕獲を上回ったことについては、農業被害対策として自らわな猟免許を取得して、比較的設置が容易なわなを設置し捕獲する農業者等が増加していることも要因の一つとして挙げられる。

### ③ 有害捕獲による捕獲

近年急増している有害捕獲について、市町村合併後の市町別に平成 13（2001）年度からの有害捕獲数を示す（表 3）。平成 13（2001）年度以降、呉市で特に捕獲数が多く、それに次いで広島市が多く推移していたが、平成 21（2009）年度以降は、東広島市、安芸高田市、江田島市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市でも 1 年に 1,000 頭を超える捕獲実績が上がっており、平成 27（2015）年度では、呉市、東広島市、広島市、尾道市、福山市、安芸高田市、三原市の順に捕獲数が多い。また、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、三次市、庄原市の 13 市町については、平成 19（2007）年度の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）制定後、捕獲数が急増しており、いずれも平成 18（2006）年度と比較して 3 倍以上の捕獲数を示している。

表 3 市町別有害捕獲数の推移

（自然環境課調べ）

（保護）管理計画 農林水産事務所	市 町	第 1 期計画						第 2 期計画					第 3 期計画			
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
西 部	広島市	475	1,135	818	1,046	565	712	675	1,099	1,107	1,400	1,359	1,430	1,139	1,881	1,645
	呉市	1,399	1,967	1,635	2,828	1,669	1,316	1,389	2,031	1,817	2,776	2,351	2,288	1,918	2,550	2,134
	竹原市	132	166	223	201	200	212	241	241	230	280	315	344	389	391	368
	大竹市	19	22	26	25	5	15	23	42	30	53	8	10	10	27	39
	東広島市	388	470	435	502	384	587	733	820	831	1,016	1,345	1,348	1,370	1,831	1,840
	廿日市市	86	88	68	80	55	43	59	80	115	135	81	82	56	134	151
	安芸高田市	289	375	704	730	708	752	824	980	1,149	1,029	1,437	1,168	1,187	1,235	1,184
	江田島市	0	59	103	159	134	274	374	716	632	1,058	882	833	770	1,109	853
	府中市	18	30	34	53	37	38	40	50	44	50	17	25	12	20	35
	海田町	40	50	50	80	72	68	45	62	62	123	119	99	166	94	52
	熊野町	67	63	79	47	73	69	44	62	51	80	131	92	119	120	133
	坂町	93	96	106	120	99	110	85	110	110	110	130	106	67	80	84
	安芸太田町	128	194	67	130	30	25	22	55	37	122	32	54	54	52	107
北広島町	205	303	296	353	129	167	155	272	246	435	552	211	510	477	545	
大崎上島町	242	527	343	363	271	316	278	415	415	454	473	640	771	754	747	
東 部	三原市	222	260	275	351	360	239	335	322	471	700	923	1,080	1,178	1,116	1,006
	尾道市	259	298	374	237	242	285	559	734	766	1,043	986	1,015	1,275	1,328	1,376
	福山市	127	177	163	159	192	187	369	555	775	1,394	1,222	1,292	1,133	1,007	1,272
	府中市	38	59	56	66	77	65	77	101	120	155	268	280	215	344	313
	世羅町	26	41	97	66	12	32	69	64	156	202	336	275	425	372	425
神石高原町	120	105	162	137	201	205	296	341	489	598	566	523	999	806	957	
北 部	三次市	152	314	283	54	207	243	282	607	539	939	583	579	819	1,052	938
	庄原市	339	399	426	365	175	287	289	700	549	1,180	810	845	1,251	1,186	920
計		4,864	7,198	6,823	8,152	5,897	6,247	7,263	10,459	10,741	15,332	14,926	14,619	15,833	17,966	17,124

#### ④ 性比及び齢比

平成 27 (2015) 年度の有害鳥獣捕獲によって得られた情報からイノシシ捕獲個体の性比をみると、オス 38.9%、メス 35.5%であり、オスの比率がやや高い (表 4)。また、平成 24 (2016) 年度以降の有害捕獲における幼獣の割合を見ると、年々割合が上昇している (図 10)。イノシシの個体数抑制には、繁殖に寄与する成獣の捕獲が重要であるが、最近の傾向から有害捕獲による個体数抑制効果が低下している可能性が示唆される。

表 4 イノシシの性比

(自然環境課調べ)

性 別	オス	メス	幼獣	性不明	合計
捕獲数(頭)	3,108	2,842	2,045	9,129	17,124
割 合	18.1%	16.6%	11.9%	53.3%	100.0%
性不明を除く割合	38.9%	35.5%	25.6%	-	100.0%

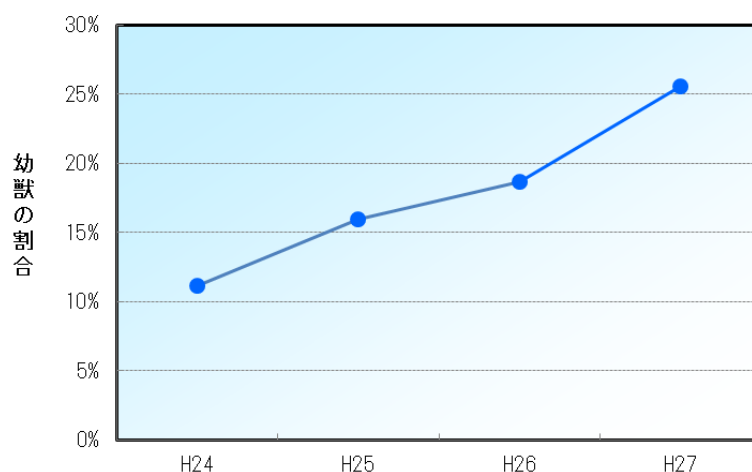


図 10 有害捕獲における幼獣の割合 (自然環境課調べ)

#### (4) 被害防除対策の実施状況

各市町において、被害防除に関する啓発活動や被害の出にくい集落環境改善のほか、防護柵、電気柵、トタン柵、防除網等の設置による侵入防止柵の整備が進められている。また、箱わな、囲いわな等捕獲器材の整備が実施されるとともに、捕獲奨励による個体数管理も全ての市町で行われており、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町も増加している (表 5)。

平成 19 (2007) 年に鳥獣被害防止特措法が制定されたことにより、ほとんどの市町で被害防除対策が拡充されている。



表5 市町における鳥獣被害防止対策実施状況（市町数）（農業技術課調べ）

区分	対策	年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
被害防除	啓発活動	7	11	8	11	13
	環境改善	11	11	14	13	12
	追い払い活動	1	2	2	2	3
	侵入防止柵整備	21	22	21	20	21
個体数管理	捕獲奨励	23	23	23	22	23
	箱わな等購入	19	16	17	15	19
	鳥獣被害対策実施隊の設置	19	20	21	21	23

## 6 計画の進め方

### （1）効果的な被害対策

イノシシによる農業被害は全農作物被害額の約72%（H27 約3億円）を占めており、平成22年度のピーク時以降減少しているが高止まりとなっていることから、引き続き、農作物被害対策として、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置及び加害個体の捕獲を基本とした総合対策を実施する。

また、イノシシは短期間に大幅な個体数変動が生じる種であるため、現状では信頼性の高い生息状況調査の手法が確立されていないが、可能な限りその分布状況を把握することで、引き続き実施する被害対策をより効果的な対策としていく。

### （2）モニタリングによる効果検証

目標達成の効果検証を行うため、

- ・分布状況調査
- ・被害状況（被害金額等）調査

などについて、毎年、モニタリングを実施し、分布状況や被害発生に関連性について把握するなど、各市町の取組成果がわかるよう、その結果を毎年9月末までに示し、市町の現状に応じた有効な被害対策を検討することで、次年度の実行性のある取組につなげる。

### （3）現状把握

計画策定後においても、様々な要因によって、イノシシの個体数（密度）が変動することが考えられることから毎年現状把握を行う。

なお、毎年実施する現状把握の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

## 7 管理の目標及び基本的な考え方

### (1) 管理の目標

現状ではイノシシについて、信頼性の高い生息状況調査手法が確立されていないことから、本計画における管理の目標は、次のとおりとする。

- 農業被害等のイノシシと人間活動との軋轢の軽減を図る。
- 地域個体群の安定的な維持を図る。

なお、平成 25 (2013) 年 12 月に環境省と農水省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、当面の捕獲目標（全国レベル）が設定され、イノシシの生息数を 10 年後（平成 35 (2023) 年度末）までに半減することを目指すこととなっている。本計画における管理の目標においても、この国の方針を考慮しながら施策を実施していくこととする。

### (2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシの個体数は、自然条件下において農作物被害のない安定した状態で維持できることが重要であるが、中山間地域の過疎・高齢化等による耕作放棄地の増加、狩猟者の減少及び人の生活習慣の変化等により、その生息域は人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。

本計画では、このような軋轢を減少させるために、モニタリング等の科学的根拠を基に計画を策定し、関係者の合意形成を経て、目標を達成するための個体数管理・被害管理・生息地管理等の方策を総合的、計画的に実施していく。さらに生息状況（分布状況、密度指標など）や被害状況などの変化に応じた順応的管理を推進するため、計画の検証を継続的に実施するとともに、達成状況の点検・評価を行い、計画に反映（フィードバック）させていくものとする（図 11）。



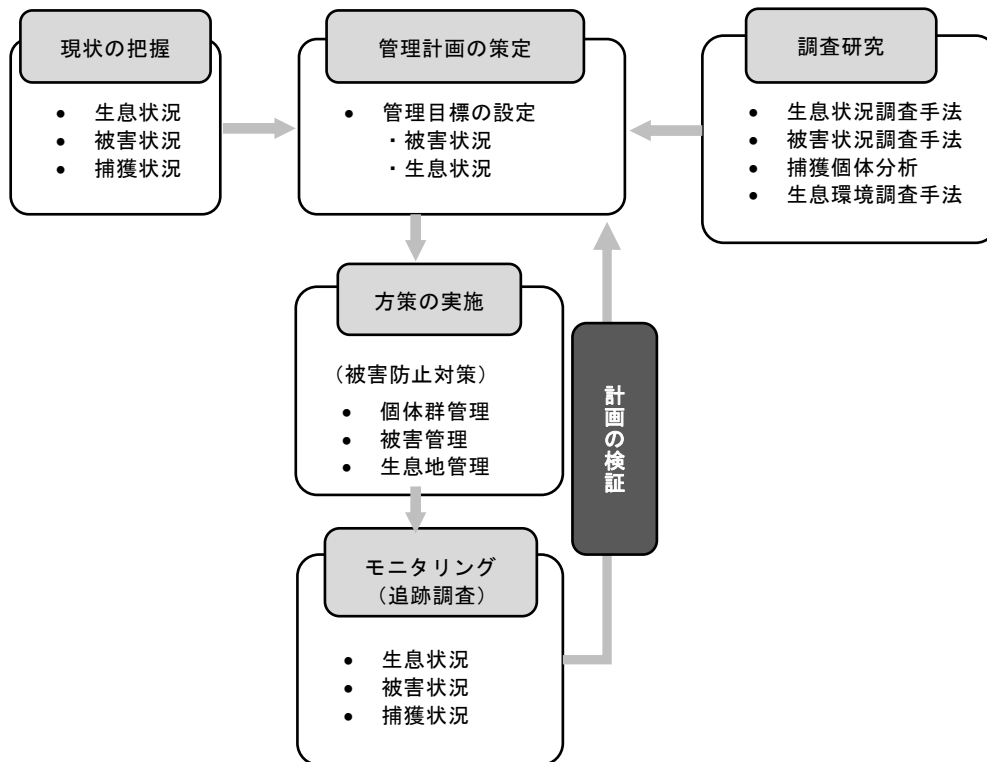


図 11 順応的管理の考え方

## 8 個体群管理（数の調整）に関する事項

### （1）個体群管理の考え方

個体群管理は生息個体数が明らかになったうえで、適正な水準を保つように行うことが望ましいが、現状では個体数の推定及び適正な水準を設定するための指標となる信頼性の高い生息状況調査手法はない。そのため、現在の農業被害の状況や生息等状況からして、現捕獲圧を維持することを目安とした捕獲数を設定し、必要に応じて見直すことにより管理を行う。

なお、管理の目標及び手法については、経年的に CPUE（捕獲効率：単位努力量当りの捕獲数＝捕獲数／わな数×設置期間（あるいは総出猟人日数））等のデータを蓄積し、その動向や被害量の推移等を加味して検討するものとする。また、将来的にはニホンジカの個体群管理と同様に、密度指標となり得る捕獲数、CPUE 及び SPUE（目撃効率：単位努力量当りの目撃数＝目撃数／総出猟人日数）などの経年的な変化から、階層ベイズモデルによる個体数推定及び将来予測を行うことにより、順応的な個体群管理を目指すこととする。

### （2）個体群管理の目標

本県におけるイノシシ捕獲数は、狩猟、有害捕獲ともに高い水準で推移しており、年間捕獲数は、平成 26（2014）年度が 27,166 頭、平成 27（2015）年度が 26,546 頭の実績となっている。現状では信頼性の高い生息状況調査手法が確立されていないことから、捕獲数を生息個体数の目安とした場合、イノシシの個体数は減少していないと推察される。

また、国（環境省及び農水省）が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で示した「10 年後（平

成 35（2023）年度）に生息頭数を半減する」という目標を掲げていることも鑑み、農業被害軽減のための捕獲目標の目安として、30,000 頭以上とする（図 12）。なお、年間捕獲数（目安）は、今後の捕獲数や農業被害の変化によって計画期間中であっても柔軟に見直していくこととする。

■ 年間捕獲目標（目安）は 30,000 頭以上とする。

農業被害は、平成 23（2011）年度以降減少傾向にあるが、更なる軽減のためには捕獲だけでなく 8 の被害管理と連携して取り組む必要があることから、年間捕獲数（目安）は被害防除対策にしっかり取り組むことを前提とした目標とする。

なお、広島県では現在、鳥獣害をより客観的に評価すること、狩猟等における目撃効率などの密度指標との関連を分析することを目的としたシステムの整備を進めており、同システムを利用して、被害軽減効果を見込んだ新たな管理目標設定の検討を進める。

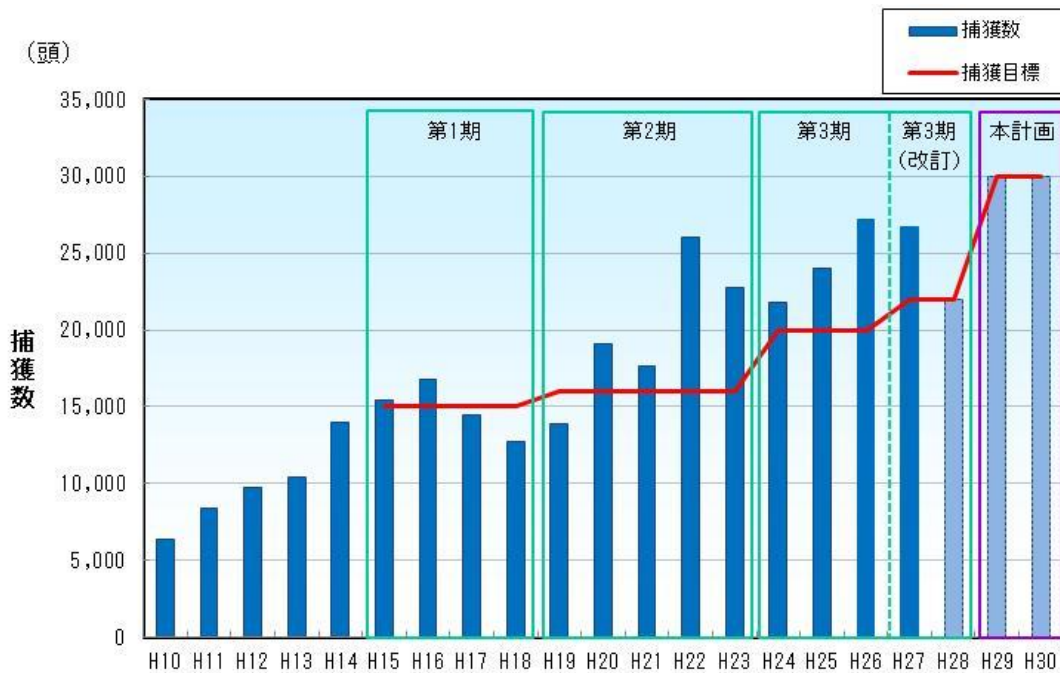


図 12 イノシシ捕獲数（狩猟・有害捕獲）の推移と目標  
（平成 28（2016）年度の捕獲数は計画策定時には未集計）

### (3) 目標達成のための措置

#### ① 捕獲対策の推進

個体群管理目標を達成するための捕獲推進策として、次の措置を取ることとする。

- 生息密度を低減させるため、狩猟期間の2月末日までの延長を継続する。  
(狩猟期間：11月15日から翌年2月末日まで)
- 効率的な捕獲を行うため、猟法（くくりわな）禁止区域を除く地区において、イノシシの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径に係る規制を解除する（輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用を可とする。）
- 被害が多発している地域において、狩猟と有害捕獲による捕獲対策を行うため、狩猟関係者に対し、狩猟や有害捕獲への協力依頼を関係者が連携して行う。
- 農地周辺での加害個体を中心にわなで集中的に捕獲を行うなど、効果的な有害捕獲を実施する。

#### ② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の検討

生息個体数の抑制と管理目標の確実な到達を図るには、計画の進捗状況を毎年評価し、必要に応じて、年度別事業実施計画を策定することとする。

#### ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業導入の検討

指定管理鳥獣捕獲等事業は、改正鳥獣法において新たに導入された制度である。

「全国的に生息数が著しく増加し、その生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣」を、国（環境大臣）が「指定管理鳥獣」に指定し、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を作成している場合に、都道府県又は国の機関が実施できる事業である。

イノシシは指定管理鳥獣に指定されているが、本県においては、本計画期間中に年間捕獲目標（目安）を概ね達成できる見込みであることから当面は同事業を実施しないこととしている。ただし、地域的に捕獲が必要であり、また、狩猟及び有害捕獲で捕獲目標が達成されないような場合には実施を検討するものとする。

#### ④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上

狩猟免許試験の県内各地での開催や休日における実施又はその適切な周知、狩猟の社会的役割のPR等によって、新規の狩猟免許取得を促進し、狩猟後継者の確保を図る。

また、わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会、捕獲技術者育成アカデミー等を引き続き開催する。なお、その内容については現場のニーズや実態に応じたものとなるよう適宜見直しを行うことなどにより、狩猟者の野生鳥獣に関する知識や捕獲技術の向上に努める。

## ⑤ その他

分布状況や捕獲状況（狩猟，有害捕獲）を市町など関係者に明らかにすることで，関係者が実施している被害対策をより効果的に実施することができる。

また，計画実施後に捕獲数や被害量に大きな増減があった場合には，個体数管理の手法について検討する。

## 9 被害管理に関する事項

### (1) 被害対策に係る方針

農作物被害の発生は，集落や農地での人馴れ学習と餌の供給によって，野生動物を「餌付け」してしまった結果であり，被害対策は集落住民が主体的にこの「餌付け」をやめることが必要である。具体的には，集落に出てきにくく，餌にもありつけない環境への改善として，集落内の潜み場の除去，放任果樹の伐採，野菜等収穫残渣の適正処理，稲の2番穂（ヒコバエ）の鋤きこみ，住民による連携した追払いの実施などの必要性を啓発していくことが重要である。

そのうえで，正しい知識に基づく侵入防止柵の設置やわな等による加害個体の捕獲に取り組むことで，効果的な被害対策を推進する。

### (2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進

平成 19（2007）年に鳥獣被害防止特措法が制定された。同法では鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため，国が定める基本指針に即して市町が被害防止計画を作成し，その計画に基づき，被害防止に積極的に取り組むこととされている。

また，本管理計画と被害防止計画の整合を図るため，関係市町と適切に連携を図り，各種施策の実行状況や効果に関する情報交換と定期的な協議を行う。

なお，市町が取り組んでいる主な被害防止対策は次のとおりであり，本管理計画の目標達成に向けて対策の継続や充実・強化を図る。

- 侵入防止施設（防護柵，電気柵等）の整備，定期的な保守点検
- 有害鳥獣を寄せ付けない環境整備
- 捕獲奨励金事業の実施
- わなの設置支援
- 捕獲班の設置
- 有害鳥獣広域連携捕獲の実施
- 狩猟免許取得の支援

## 10 生息地の保護及び整備に関する事項

### (1) 生息環境の保護

対象鳥獣の種類にかかわらず，鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的，面的）な設定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

なお，鳥獣保護区等でイノシシによる被害が甚大と判明した区域については，鳥獣保護区等の解除や特例休猟区への移行等を検討する必要がある。

## (2) 生息環境の整備

イノシシの生態的特性から、生息環境の保護等による極端な生息頭数の増加により、人の生活との軋轢が深まることが予想される。よって、管理を実行する一方で、イノシシを里地から排除するような環境づくりについて検討する。特に、中山間地域における耕作放棄地や耕作地周辺の山林の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった生息環境を提供すると考えられるため、土地所有者や管理主体などの協力体制を整え、侵入ルートの遮断や作付け地の調整、田起しや刈払いなどの対策を検討し、これらの要因除去に努めるよう啓発する。

## 11 その他管理のために必要な事項

### (1) モニタリング等の調査研究

イノシシの適正な保護管理を推進するためには分布、生態、個体数等のデータ、また被害量等の正確なデータが必要であることから、計画的で継続的な調査及び情報収集を行う。また、疥癬症についても感染個体の目撃、捕獲状況や、研究機関の情報収集に努める。

#### ① 生息状況に関するモニタリング

イノシシは短期間に大幅な個体数変動が生じる種であることから、密度や個体数を推定して管理するのではなく、様々な指標や状況証拠を総合的に判断する必要がある。狩猟者からのアンケートや聴き取り調査による分布調査を定期的に行うとともに、毎年の捕獲動向及び密度指標の変化により生息状況を把握する。

#### ② 捕獲情報の収集と分析

捕獲に関する情報収集は、他に実用的な密度・個体指標を得ることが難しいイノシシでは特に重要である。有害捕獲においては、捕獲数、捕獲の方法、捕獲場所、捕獲に要した労力（従事人日数あるいはわなの延べ設置台日数）等の情報を、四半期で集計することとし、捕獲数を県で取りまとめる。

狩猟の捕獲情報については、出猟カレンダー調査を実施し、地域別捕獲数をより正確に把握するよう努める。捕獲報告の適切な記載を徹底し、報告精度を高めるため、研修会等を通じてその重要性について理解を得る必要がある。また、地域別捕獲数、CPUE（単位努力量当りの捕獲数）、SPUE（目撃効率）等のデータを蓄積し、生息状況を推測する指標としての利用を図る。なお、集計結果については、関係者に情報を提供する。

#### ③ 被害状況に関する情報

被害実態の把握、防除効果の検証のため、農林水産局による被害金額、被害面積、被害作物の品目、被害の動向、被害対策の実施状況等の調査を実施する。

また、集落アンケートによる被害情報収集システムを整備し、被害量と個体数管理など各種対策の被害軽減効果の分析を進める。

## (2) 計画の推進体制

### ① 合意形成

本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ること

が不可欠である。そのため、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら各施策を進めていくこととする。

## ② 計画の策定又は見直し

本計画の策定又は見直しに当たっては、広く関係者の合意形成を図り、その計画内容を検討することとする。

### ○イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の設置

【構成員】 県（環境県民局・農林水産局）、関係市町、関係団体、その他関係機関

## ③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置

本計画を科学的知見に基づき推進、専門的な観点から実行状況を分析・評価するため、「イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会」の下部組織として学識経験者などからなる「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」を設置する。

本部会では、本管理計画の進捗状況をチェックするとともに、モニタリング結果に基づいて計画の見直し、修正について検討する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の導入についても必要に応じて検討し、導入した場合には、各計画及びその効果についても評価する。